

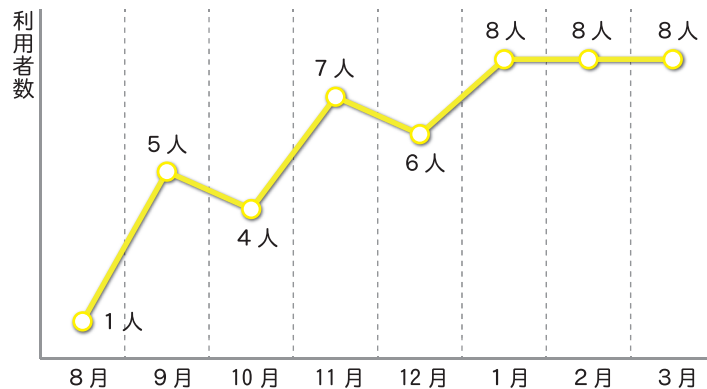
24時間定期巡回随時対応サービスモデル事業 最終報告

愛知県豊橋市

1 事業の概要

- (1) 事業実施法人 生活協同組合コープあいち
- (2) 提供サービス
 - ① 24時間対応の定期巡回訪問サービス
1回あたり20分以内の訪問サービスを提供
 - ② 24時間対応の随時対応サービス
利用者に携帯端末を無償貸与し、24時間随時利用者からの通報に対応し、相談や訪問等の援助を実施
※ボタンを押すだけで登録された番号に電話ができる携帯端末
- (3) 事業実施期間 平成23年8月16日～平成24年3月31日
- (4) 利用者負担額 16,000円（月額、月途中で契約・解約の場合は8,000円）

2 利用者数の推移

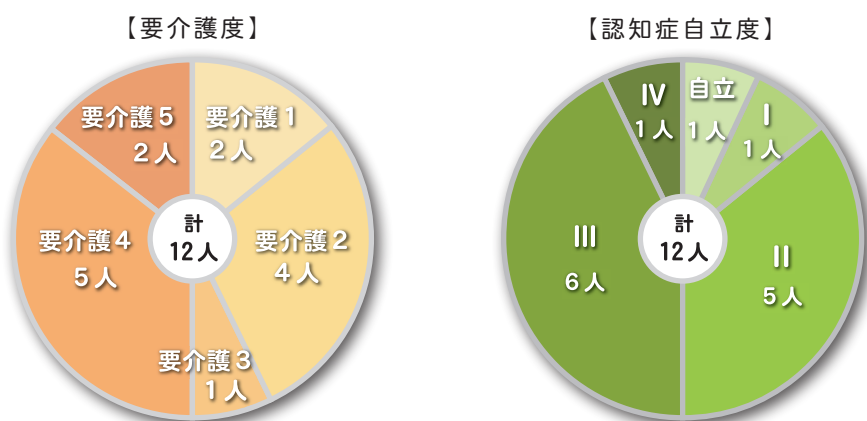


実利用者数は14人、月平均約6人、月最大で8人と利用者数は少なかった。本市において利用者数が伸びなかった理由としては、

- ① 介護保険外サービスとしての位置づけとなるため、月額16,000円の負担増を敬遠された
- ② 訪問看護サービスの提供を行えなかったため、医療ニーズのある利用者の需要に応えられなかった
- ③ モデル事業のためサービス内容の明確な基準が無いこと、周知不足により「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」の利用想定者像が掴みづらく、ケアマネジャーによる積極的な利用につながらなかった
- ④ 定期巡回による訪問時間が20分以内と制限されたため、利用対象者が限定された
- ⑤ 1日に何度も訪問することに対し、家族の抵抗感がありサービスを利用されないケースもあった

なお、以上の理由や課題に関しては、平成24年度から創設される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」においては解消されると考えている。

3 利用者の要介護度と認知症自立度



要介護度別では、最終的には半数が要介護4・5の重度認定者となったが、モデル事業開始当初は軽度要介護者の利用が多かった。このことから、本サービスは重度要介護者が住み慣れた自宅での生活を継続するための支援としても有効であると同時に、高齢者単身または高齢者のみの夫婦に対する見守り支援としてのニーズも高い。

利用者の認知症自立度は大半が中度の認知症を持った高齢者であり、認知症の諸症状により在宅での日常生活に支障が生じているケースが多い。定期巡回により定期的な食事や服薬、リハビリパンツの交換等、認知症高齢者世帯に対する支援としてのニーズが見受けられた。

モデル事業の利用者像から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及により認知症高齢者がグループホーム等の施設入所に頼らずとも在宅生活を継続できるようになると期待される。

4 時間帯別サービス提供回数

訪問時間帯	訪問回数	主なサービス提供内容
6:00～8:00	210	排泄介助
8:00～10:00	402	ポータブル移乗・排泄介助・火の元確認・戸締り確認 鍵定位置確認・困り事の相談
10:00～12:00	168	水分補給・健康状態確認
12:00～14:00	160	ポータブル移乗・排泄介助
14:00～16:00	264	水分補給・健康状態確認
16:00～18:00	432	夕食セッティング・火の元確認・戸締り確認・鍵定位置確認 困り事の相談・ポータブル移乗・排泄介助・着脱介助 歩行介助・ポータブルトイレ片づけ
18:00～20:00	151	歩行介助・ポータブルトイレ片づけ
20:00～22:00	354	服薬確認・トイレ誘導・水分補給・着脱声掛け
22:00～6:00	0	

5 随時対応の実施状況

サービス提供月	対応回数	通報時間	通報内容	対応
8月	1回	16:45	誤報	未対応
9月	2回	17:39	ベッドからズリ落ち	訪問 既に近所の親戚の介助によりベッドに戻っていた
		19:45	夕食後軽い嘔吐、医師受診の相談	主治医への連絡 医師からの指示（嘔吐が治まっているようであれば様子観察）を電話にて連絡
10月	3回	3:43	ベッドからのズリ落ち	訪問 ポータブルトイレ介助、ベッドへ移乗
		6:56	ベッドからのズリ落ち	訪問 起床介助、ダイニングテーブルまで移動介助
		7:35	ベッドからのズリ落ち	訪問 起床介助、ダイニングテーブルまで移動介助
11月	5回	12:14	玄関で車いすからズリ落ち	訪問 移動介助
		12~18	誤報	未対応
		12~18	誤報	未対応
		12~18	誤報	未対応
		12~18	誤報	未対応
12月	5回	0:44	おむつ交換の要請	訪問 おむつ交換
		3:39	おむつ交換の要請	訪問 おむつ交換
		16:32	留守電あり	電話するも応答なし
		12~18	誤報	未対応
		0~6	誤報	未対応

サービス提供月	対応回数	通報時間	通報内容	対応
1月	4回	1:20	おむつ交換の要請	訪問 おむつ交換
		5:55	おむつ交換の要請	訪問 おむつ交換
		5:25	体に痛みがあるため訪問要請	1時間後に定期巡回の予定があるため、随時訪問はせず
		12～18	誤報	未対応
2月	1回	21～24	誤報	未対応
3月	3回	20:30	同居家族が救急搬送されたため、1人残る利用者への支援要請	訪問 おむつ交換、おむつ交換の方法を家族に指導
		23:38	家族より救急搬送後の状況報告（上記と同じ人）	電話による対応

24時間対応の随時対応サービスの利用状況は、モデル事業実施期間中、延べ23件、内誤報を除くと14件と想定よりも利用件数はかなり少なかった。また、随時対応サービスの利用者数は8人(57.1%)であり、件数こそ少ないものの随時対応が必要なケースはあり、本人の心身状態や家族の状況により確実にニーズはあると思われる。

6 利用者の状況

CASE 1

家族構成	74歳の妻と二人暮らし	心身の状況	ほとんどベッド上生活、起き上がり・移動には一部介助、杖歩行 怒りっぽく、怒鳴ったり暴言あり
年齢	■歳	ニーズ	転ばない様に気をつけて妻と穏やかに暮らしていきたい
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 (通所・短期帰宅時) 週3回 (月・木・土) 通所介護 (必要時)・給食サービス (必要時) 短期入所介護 (必要時)・給食サービス (必要時) 有償サービス (通院付き添い。必要時) 福祉用具 (特殊寝台・車椅子・4点杖) ふれあい収集
要介護度	要介護3		
認知症自立度	III a		
定期巡回	4回/週 (火・水・金・日)		3回/日 (9時・13時・16時30)
支援内容	【定期巡回】ポータブルトイレ移乗・歩行介助		
	【随時対応】夜間のベッドずり落ちや転倒時の介助		

CASE 2

家族構成	独居	心身の状況	移動・動作は自立 リウマチの進行や体力・筋力低下により家事の介助が必要
年齢	■歳	ニーズ	トイレで排泄したい
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 1回/日 (9時) 福祉用具 (スロープ) 有償サービス (ボランティア週1回)
要介護度	要介護2		
認知症自立度	I		
定期巡回	7回/週 (月・火・水・木・金・土・日)		3回/日 (13時・17時・19時30)
支援内容	【定期巡回】歩行介助・ポータブルトイレの片づけ		
	【随時対応】—		

CASE 3

家族構成	独居	心身の状況	身体的には問題なく移動・動作は自立している 認知症の為家事全般は介助が必要
年齢	■歳	ニーズ	体調を整えたい (食事がきちんと摂れる) 息子に心配をかけずに一人暮らしを続けたい
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 週4回 (火・木・金・日) 通所介護 週3回 (月・水・土) 給食サービス 週2回 (火・木)
要介護度	要介護2		
認知症自立度	II b		
定期巡回	7回/週 (月・火・水・木・金・土・日)		1~2回/日 (8時30・17時)
支援内容	【定期巡回】夕食・漢方薬準備、火の元・戸締り・鍵定位置確認・困り事の相談		
	【随時対応】—		

CASE 4

家族構成	独居	心身の状況	歩行やや不安定であるが、自力での歩行可能 物忘れがひどい	
年齢	■歳	ニーズ	病院でできた生活のリズムを自宅でも継続して行いたい	
性別	■	利用既存サービス	通所介護 週3回（月・水・金） 短期入所介護（必要時） 給食サービス 週3回（火・木・土）	
要介護度	要介護1			
認知症自立度	III b			
定期巡回	4回/週（火・水・金・日）		3回/日（9時・13時・16時30）	
支援内容	【定期巡回】ポータブルトイレ移乗・歩行介助			
	【随時対応】夜間のベッドずれ落ちや転倒時の介助			

CASE 5

家族構成	高齢の妻（認知症）と二人暮らし	心身の状況	日中・夜間共にベッドの上で生活するが、座位保持可能	
年齢	■歳	ニーズ	体調を維持し自宅で暮らしたい（脱水予防）	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 訪問入浴 福祉用具（褥創予防用具） 医師による往診	
要介護度	要介護5			
認知症自立度	自立			
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		2回/日（10時・15時）	
支援内容	【定期巡回】水分補給・健康状態観察			
	【随時対応】－			

CASE 6

家族構成	妻と次男の3人暮らし	心身の状況	左上下肢麻痺で歩行できず車椅子移動 寝返り不可 構音障害・嚥下障害 おむつ使用 排泄・入浴全介助	
年齢	■歳	ニーズ	日中はベッドから離れて過ごさせたい。 自宅で介護したい。	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 6日/週（月～土） 通所介護 4回/週（月・火・木・金）	
要介護度	要介護4			
認知症自立度	III a			
定期巡回	3回/週（月・木・土）		4回/日（10時・12時・14時・14時）	
支援内容	【定期巡回】ベッド⇄車いすの移乗 おむつ交換 話しかけによる刺激			
	【随時対応】－			

CASE 7

家族構成	独居	心身の状況	歩行は自立であるが、退院直後で排泄・入浴等見守りが必要。物忘れ進んでいる。	
年齢	■歳	ニーズ	体力をつけて元の生活に戻りたい。物忘れの不安をなくしたい。清潔を保ちたい。規則正しい食事がしたい。	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 6日/週 (月～土) 通所介護 4回/週 (月・火・木・金)	
要介護度	要介護2			
認知症自立度	II a			
定期巡回	6回/週 (月・火・水・木・金・土)		1～2回/日 (12時、16時30)	
支援内容	【定期巡回】 自立に向けた声かけ・見守り おむつ交換・陰部洗浄 食事の準備・配膳			
	【随時対応】 —			

CASE 8

家族構成	高齢の妻（認知症）と二人暮らし	心身の状況	認知症が進行、移動は長時間でなければ可能。食事自立。失禁が増えている。	
年齢	■歳	ニーズ	妻の介護負担軽減、清潔の保持	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 2回/日・デイサービス1/週 福祉用具（車いす）	
要介護度	要介護2			
認知症自立度	II b			
定期巡回	7回/週 (月・火・水・木・金・土・日)		2回/日 (7時・21時)	
支援内容	【定期巡回】 トイレ誘導、オムツ交換、寝衣交換			
	【随時対応】 —			

CASE 9

家族構成	独居	心身の状況	ほとんど自立しているが、緑内障、白内障のため視力がほとんどない	
年齢	■歳	ニーズ	服薬管理、室内の片づけ	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 1回/週	
要介護度	要介護1			
認知症自立度	III a			
定期巡回	7回/週 (月・火・水・木・金・土・日)		2回/日 (8時・18時)	
支援内容	【定期巡回】 内服確認、点眼、血圧測定、室温・安全確認			
	【随時対応】 —			

CASE 10

家族構成	五男と同居	心身の状況	骨折により入院ご身体状況低下、認知症も進行し、ほとんど寝たきりの状態。会話は可能
年齢	■歳	ニーズ	皮膚の清潔保持、筋力低下の防止
性別	■	利用既存サービス	デイサービス 1/週 福祉用具（車椅子、クッション）
要介護度	要介護4		
認知症自立度	III a		
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		3回/日（10時・13時・16時）
支援内容	【定期巡回】オムツ交換、清拭、体操や歌の声掛け		
	【随時対応】－		

CASE 11

家族構成	妻と知的障害の長女の3人暮らし	心身の状況	がん末期、本人希望により自宅療養。つたい歩き、長時間は車椅子。痛みが強く動けないことあり
年齢	■歳	ニーズ	妻や娘のそばにいたい
性別	■	利用既存サービス	訪問看護 1/週 福祉用具（車椅子、ベット）
要介護度	要介護4		
認知症自立度	IV		
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		3回/日（9時・15時・20時30）
支援内容	【定期巡回】オムツ交換、正式、服薬解除、体位変換、飲食介助		
	【随時対応】－		

CASE 12

家族構成	夫（要介護2）、次男と同居	心身の状況	認知症、移動は伝い歩き、胃ろうにて経管栄養だが、経口摂取してしまう。時々嘔吐あり。
年齢	■歳	ニーズ	安否確認をし事故のない生活をおくりたい
性別	■	利用既存サービス	訪問看護 1/月～金 福祉用具（車椅子、ベット）
要介護度	要介護4		
認知症自立度	II a		
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		3回/日（9時・14時・17時）
支援内容	【定期巡回】トイレ誘導、体調・環境（火の元、室温）の確認		
	【随時対応】－		

CASE 13

家族構成	独居	心身の状況	軟骨形成不全症（小人症）のため移動が困難。認知症なし 不安が強く、すぐに人を呼んでしまう	
年齢	■歳	ニーズ	不安の解消	
性別	■	利用既存サービス	訪問看護 1/週 訪問介護 3/日 福祉用具（車いす）	
要介護度	要介護4			
認知症自立度	II a			
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		3回/日（10時・14時・20時）	
支援内容	【定期巡回】オムツ交換 水分補給			
	【随時対応】－			

CASE 14

家族構成	夫と二人暮らし	心身の状況	大腸がん末期、リウマチ ほとんどベット上での生活	
年齢	■歳	ニーズ	不安の解消	
性別	■	利用既存サービス	訪問介護 1/日 福祉用具（ベット、エアーマット）	
要介護度	要介護5			
認知症自立度	III b			
定期巡回	7回/週（月・火・水・木・金・土・日）		3回/日（10時・14時・20時）	
支援内容	【定期巡回】オムツ交換 体位変換、食事介助、就寝介助			
	【随時対応】－			

7 相談はあったが、モデル事業の利用に至らなかったケース

<p>事例 A</p>	<p>【理由】 相談途中で入院</p> <p>【相談内容】 独居、甥が隣にすんでいる。介護 2。訪問介護、訪問入浴、訪問看護を週 1 回利用。夜間の転倒が心配されるので深夜 2 回、定期巡回希望。</p>
<p>事例 B</p>	<p>【理由】 高専賃入居、高専賃側から外部サービスは入れないとのことで中止</p> <p>【相談内容】 パーキンソン、服薬管理、不安解消のためサービス希望。</p>
<p>事例 C</p>	<p>【理由】 新規申請中にて対応待機だったが、入院されてしまい中止</p> <p>【相談内容】 独居で認知症のため、食事や薬の管理ができない。近所の民生委員がほぼ毎日見守りしている。栄養失調状態となっている。認定でるまで暫定で週 2 回介護保険のヘルパー利用。認定結果がでたら服薬、食事の確認のためのサービス希望。</p>
<p>事例 D</p>	<p>【理由】 困難ケースとして定期巡回を利用することで介護者の負担軽減ができるかどうか相談あったが、問題を明確にしてから、サービスを利用したほうがよいのではないかと助言</p> <p>【相談内容】 パーキンソン、介護 5。40 代の息子が仕事をやめ介護。子供 3 人。週 3 回デイ、週 2 回訪問看護、1 日 2 回訪問介護、週 1 回夜間、家政婦利用。定期巡回を利用することで息子の介護負担軽減になるか相談。</p>
<p>事例 E</p>	<p>【理由】 本人が定期巡回サービス受け入れに抵抗がある</p> <p>【相談内容】 独居、介護 2、糖尿病からの慢性腎不全。透析治療をうけている。平日はショート土、日は自宅ですごす。体重コントロールができていない。水分量の調節、薬の管理を定期巡回で行いたい。</p>

8 モデル事業の評価

〈サービスの評価〉

利用者（家族介護者の）満足な点

- 転倒時連絡できる場所があるという事で家人に安心感あり。（事例1）
- 自身で電話できないため、通報装置があることで本人に安心感あり（事例2）
- 鍵の位置が定着し、戸締りが出来るようになった。夕食も確実に食べることが出来ている。漢方等の服薬がスムーズに行なえている。（事例3）
- 服薬管理で昼夜逆転もなくなった。リハパンの交換をすることで汚染なく食事摂取ができて体力もついてきている。（事例4）
- 定期巡回サービス（定期的な水分補給）を受けたことで本人の状態が安定した。（事例5）

利用者（家族介護者の）不満足な点

- 当初、緊急通報装置を押せば「何時でも」すぐに来てくれるもだと思っていたが、そうではなかったので戸惑った。しかし、ベッドからのズリ落ちなどに対応してくれるので、今は安心できる（事例1）
- 滞在型と定期巡回のサービス併用についての説明が不足したため、「滞在型はサービス提供時間が長いけど定期巡回は短いのね」との声が上がる。（事例2）
- 滞在型と定期巡回のサービスを併用している認知症の利用者さんより、同じヘルパーが何度も来るから落ち着かず、本人より「私は何でもできるのにどうして何度もくるのか？」との声があがり、顔見知りのヘルパーに対しての援助拒否が見られた。少しの期間、ヘルパーには滞在型のみ対応してもらい、定期巡回は別の方で対応することで落ち着かれる。（事例3）
- 本人の状態は安定したが奥さんの心境状態（出かけられない、休まらない）に変化があり、サービス提供を終了した。（事例5）

〈利用料の評価〉

- 利用料については納得して利用している。（多くの利用者・家族）
- 一部利用者からは少し高いとの声もあがっている。（利用者）
- 利用者の状況・サービスの回数によってかなり変わってくるので一概に高い・安い、適正なのか判断は難しい。（ケアマネジャー）
- 定期巡回を事業として行なっていく中で16,000円というのは体制確保や夜間待機も考えると金額設定は安いと思う。（ケアマネジャー）

〈ケアマネジャーの評価〉

- 定期巡回サービスを入れた事で家族から「頑張っていてやっけていくことが出来ます」との声を頂きました。そういう声を聞くとケアプランに組み込んでよかったと思いますが、今後定期巡回サービスが無くなった時のことを考えると頭が痛い。制度として継続してほしい。
- 定期巡回サービスが入ったことで、滞在型だけでは対応出来ず困っていたこと（漢方薬服用・鍵が定位置にない等）が改善されてきています。
- 本人よりも親族の希望（毎日数回訪問することで一人で倒れているなど不安が解消される）で定期巡回サービスを開始した。本人は閉じこもりがちで人嫌いであるが、1ヵ月以上利用を継続出来ていることで受け入れてくれたと評価している。

〈事業者による評価〉

- 排泄介助、服薬確認など定期訪問が必要な援助に加え、随時対応・訪問への期待が大きい。
- 一日に複数回の訪問をすることで、・利用者の生活がより鮮明になり見えてこなかったニーズ把握が可能になる、・生活上の細かな環境整備（室温管理、水分補給、火の元確認など）が可能になり体調管理、事故防止につながる、・日中独居や、離れて暮らす家族の介護負担や不安の軽減が図れる、などの効果があった。
- モデル事業開始当初は、軽度認知症のかたの相談が多くあったが、徐々に重度者や、ターミナルケアの依頼が増え、看護との連携が重要となった。しっかりと連携をとることで、家族、本人に安心感を持ってもらえ在宅生活の継続に希望を与えられた。
- 定期の訪問時間は、朝8時～9時、16時～18時、20時～22時の時間帯が多くなっているが、ケースが増えるごとに時間のばらつきは大きくなっていく。
- 深夜の随時対応については、電話 2.8/月、随時訪問 1.5/月 と、多くはなかった。
- 適切なプラン、サービス計画の作成が随時対応の軽減につながっている。
- ほとんどのケースが滞在型との併用で、利用者の生活を保障することができている。
- 利用されている方やケアマネからの評価は、概ね良い評価をいただいているが、利用者からは日に何度も訪問されることへの不満や、拒否がみられることもあった。
- サービス提供責任者2人、ヘルパー21人で5件のサービス提供を行っていたが、サービス提供責任者（専任）2名では体制上厳しい日もある。もう一人、常勤のヘルパーがいれば少しは改善される。
- オペレーター業務に関しては、4件の随時通報（転倒×2、転落、不安相談）があったが、ヘルパーの訪問や相談援助で対応は出来ている。経験を積むことで対応がもっと良くなると思う。

〈今後の方向性〉

軽度認知症を含め、軽度者（要介護1～2）の利用が多く、その生活ニーズに有効

- 軽度の介護度で認知症の方の相談が多い⇒自分の身の回りの事は出来るが、戸締り・火の元始末・服薬忘れ等定期巡回で確認することで在宅生活が継続できるケースがある。
- 利用者ニーズとして、今後も同じ生活を続けて行きたい為に定期巡回サービスの利用を希望している。
- 家族が遠距離ですぐには駆け付けられないケースが多い。まだ一人暮らしがなんとか継続出来ている軽度者に関するケースの問い合わせ多い。

滞在型訪問介護との併用による効果がある

- 滞在型と定期巡回サービスを併用することで本人の状態が安定する。
- 不安軽減につながっているケースもある。
- 入所を考えていた利用者は、定期巡回サービスと滞在型で何度も訪問することで訪問販売や勧誘等を未然に防ぐことができ、在宅生活の継続を考えていけるケースもあった。

在宅を継続するか、あきらめ入所するかの切羽詰ったケースへの対応

- 相談受付中に入院、入所となってしまったケースもあった。
- 既存の滞在型訪問介護や通所介護で在宅生活を維持できていたが、体調不良などでより細かな支援が必要となった場合に急きょ定期巡回訪問を要望するケースが出てくると思われる。

医療的ニーズへの対応

- 今回のモデル事業は看護が入っていないため、定期巡回で看護師の訪問を希望する声があった。
- 看護師を配置し、訪問看護もできる体制をとることで、医療依存度の高い利用者からの依頼が増えると予想される。
- 次年度以降、看護と介護の両方の適切な配置及び連携を行い、より多くの生活ニーズに応えられるようにする予定。

夜間（深夜帯）のニーズに対応する夜間常勤配置

- モデル事業という制約の中でスタートしているので、夜間のニーズに対するスピード対応が不十分な状況である。
- 夜間常勤体制の整備が進むと依頼が増えると思われる

〈課題〉

1 今回のモデル事業から、新サービスへの移行に至らなかったケース

- ①デイ、ショートを切れ目なく利用することとなったため。
- ②重度者ほど福祉用具、デイ、ショートステイなど複数のサービスを利用しており、定期巡回を利用することで限度額を越えてしまう。
- ③定期訪問より、随時訪問への期待が高く適切なプラン作成ができなかった。

等がある。①、③はニーズが定期巡回と合わなかったケースと考えるが、②については、限度額と定期巡回の報酬単価のバランスの問題であり、今後検討しなければならない課題と思われる。

2 モデル事業では、滞在型との併用で生活を保障できていたケースが多かったにも関わらず、今回併用できなくなり、包括報酬の中で長時間の生活援助も組み込まざるをえず、事業運営は厳しいものになっている。

3 訪問介護・看護一体型で指定をうけている事業所へ依頼する場合、これまで利用していた訪問看護を依頼先へ変更しなければならないことが、利用者にとっては負担である。

4 具体的な援助計画がサービス事業所任せになるので、事業所の指導体制の整備が必要。

9 24時間対応定期巡回等サービス検証事業研究委員会

(1) 目的

平成24年度から国が真サービスとして導入を予定している24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス及びデイサービス利用者の宿泊ニーズについて、モデル事業を実施し、効果的なサービスのあり方等について検証。

(2) 検証事業の概要

【24時間対応定期巡回等サービス検証事業】

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・利用対象者 | 要介護1から要介護5の認定者 |
| ・サービス実施法人 | コープあいち |
| ・サービス提供内容 | 定期巡回訪問サービス、随時の対応サービス |
| ・サービス実施期間 | 平成23年8月1日から平成24年3月31日 |
| ・サービス利用料金 | 月額16,000円 |
| ・利用相談窓口 | コープあいち福祉サービス豊橋北 |

【デイサービス宿泊ニーズ検証事業】

- ・ 利用対象者 要支援2から要介護5の認定者で、昭和の里デイサービスセンター利用者
- ・ 宿泊定員 1日5人
- ・ 利用条件 連続宿泊数：2泊3日まで
利用回数：一月4回まで
- ・ サービス実施法人 昭和の里デイサービスセンター
- ・ サービス提供内容 デイサービス利用者の宿泊サービス
- ・ サービス実施期間 平成23年8月1日から平成24年3月31日
- ・ サービス利用料金 別表のとおり
- ・ 宿泊サービス対象時間 午後7時50分から翌朝9時50分
- ・ 利用相談窓口 昭和の里デイサービスセンター

(3) 研究委員会の実施状況

第1回 豊橋市介護サービス検証事業研究委員会

日 時：平成23年7月4日（月）午後3時00分～午後4時30分

場 所：豊橋市役所 東館3階 福祉部会議室

出席者：10名（欠席1名）

【議 題】

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議題

- (1) 豊橋市介護サービス検証事業研究委員会について
- (2) デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業の事業概要指針策定について
- (3) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の事業概要指針策定について

第2回 豊橋市介護サービス検証事業研究委員会

日 時：平成23年10月18日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所：豊橋市役所 東館12階 東121会議室

出席者：11名

【議 題】

- 1 あいさつ
- 2 議題

- (1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の中間報告について
- (2) デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業の中間報告について

第3回 豊橋市介護サービス検証事業研究委員会

日時：平成24年3月28日（火）午後1時30分～午後3時00分

場所：豊橋市役所 東館3階 福祉部会議室

出席者：11名

<p>【議題】</p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の最終報告について</p> <p>(2) デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業の最終報告について</p>

(4) 委員名簿

No	選出区分	事業所名・役職等	氏名
1	検証事業受託者	生活協同組合コープあいち 福祉事業統括部長	佐 宗 健 二
2		社会福祉法人福寿園 昭和の里デイサービスセンター センター長	加 藤 恭 一
3	訪問介護事業者	作楽荘訪問介護事業所 管理者	青 山 勉
4	通所介護事業者	気の里デイサービス クラ・ヴィブ 管理者	田 中 靖 代
5	短期入所介護事業者	ショートステイ喜寿苑 管理者	小 川 正 博
6		ショートステイ彩幸 管理者	鈴 木 脩 二
7	居宅介護支援事業者	ニチイケアセンター花田 管理者	陶 山 利 子
8		若草ケアプランセンター 管理者	藤 田 直 子
9	地域包括支援センター	豊橋市東部地域包括支援センター 社会福祉士	野 中 至
10	福祉団体	豊橋市社会福祉協議会 事務局長	松 井 晴 男
11	学識経験者	豊橋創造大学短期大学部 教授	大 林 博 美
12	市職員	豊橋市福祉部長寿介護課 主査	加 藤 充 洋
13		豊橋市福祉部長寿介護課 初級主事	山 本 紘 史

(5) 豊橋市介護サービス検証事業研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業及びデイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業について、調査研究及び事業内容の検証等に関係者の意見を反映させるため、介護サービス検証事業研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) サービス提供に関する指針策定。
- (2) 中間報告及び最終報告の意見をまとめること。
- (3) その他事業の実施に必要な事項の検討。

(委員の構成)

第3条 委員は、別表に掲げる委員等で構成し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部長寿介護課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

検証事業の受託者	2人
指定訪問介護事業者	1人
指定認知症対応型通所介護事業者	1人
指定短期入所生活介護事業者	2人
指定居宅介護支援事業者	2人
地域包括支援センターの職員	1人
社会福祉協議会の職員	1人
学識経験を有する者	1人
市職員	2人